

令和8年度 事業計画

【使命・経営理念】

小平市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進
- (2) 利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

【方針】

我が国では、団塊ジュニア世代が65歳を迎えることにより様々な社会問題が起こるとされる2040年に向けて高齢者の人口が増えていく一方、出生数の減少は国の推計より15年早く進行するなど、少子高齢化はますます進んでいくと見込まれています。同時に、住民の生活課題や福祉ニーズが複雑化・複合化し福祉サービスがより一層必要になる中、福祉人材は不足しており、人材確保対策も大きな課題となっています。

また、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業のあり方の見直しを含め、包括的支援体制の整備を実現するための社会福祉法改正に向けた検討が進められています。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓を今後に生かし災害対策の強化を図るために災害救助法が改正され、「救助」の種類に「福祉サービスの提供」が追加されました。

こうした中、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、小平市が実施している重層的支援体制整備事業の中で、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を中心とした包括的な支援体制のもと、全ての職員がそれぞれの持つ専門性を活かし、複雑化・複合化した課題の解決に向けて各種取組を進めてまいります。

また、地震や風水害が相次いで発生し、災害対応力の充実・強化が求められていることから、防災に関する講座の開催や、発災時に迅速かつ効果的に被災地・被災者支援を行うことができる体制の整備等、平時から小平市や関係機関・団体等と連携した取組を進めます。

さらに、社会福祉法人に求められている公益的な取組について、引き続き市内の社会福祉法人と連携しながら、人材確保対策を含めた地域の課題解決に努めます。

今年度は「小平市立たいよう福祉センター（以下「たいよう福祉センター」という。）」及び「小平市立あおぞら福祉センター（以下「あおぞら福祉センター」という。）」、「小平市高齢者交流室」において、指定管理者として5期目の経営にあたる期間の初年度として、従来にも増して利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、ガバナンスの強化や透明性の確保に努めます。

なお、今年度、本会は法人化60周年を迎えることとなります。本会がさらに多くの市民の皆さまに親しまれ、身近な存在となれるよう、組織一丸となり「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現に尽力してまいります。

【重点目標】

- 1 法人総務係では、「第4期小平市社協発展強化計画」において定めた取組を着実に実行し組織基盤の強化に努めるとともに、新たな財源の確保などに取り組み、安定的な法人運営に努めます。
- 2 「こだいらボランティアセンター」では、ボランティア等の多様な活動を支援するとともに、CSWや関係機関との連携をより強化して住民主体の地域福祉活動を進めます。
また、福祉体験学習やボランティア講座等を通じて、新たな担い手となる福祉人材の発掘・養成に努めます。災害時には災害ボランティアセンターを設置して被災者の支援・被災地の復興を行うため、平時から関係機関と協働し、災害時の復興支援に備えた協力体制のネットワーク向上を目的に防災訓練等を実施します。
- 3 「こだいら生活相談支援センター」では、自立相談支援機関として生活困窮の相談に丁寧に対応するとともに、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、CSWが関係機関や地域住民と連携し、地域資源を活用した個別支援、地域支援に取り組みます。
また、分野別の制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援包括化推進員が多機関の連絡調整や支援調整に取り組むことにより、重層的支援体制整備事業の推進に努めます。
- 4 「権利擁護センターこだいら」では、権利擁護の推進機関として、市民が安心していつまでも自分らしく主体的な生活が送れるよう、関係機関・団体等とも連携し、制度やサービス等を適切に活用しながら生活課題の解決に努めます。
また、小平市や関係機関・団体等と連携し、支援の必要な市民に支援が行き届くよう、ニーズの早期発見、制度の普及・啓発に努めるとともに、「小平市成年後見制度利用促進計画」に基づき、中核的な機関の役割として本会に求められる業務を進めるための体制の強化に努めます。
- 5 「小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき」では、市内にお住まいの障がい児・者とその家族の相談支援を充実させるため、相談支援専門員のさらなる資質の向上と関係機関との連携強化に努めます。
また、小平市を圏域とした重層的な相談支援体制を研究するとともに、小平市と協定を締結した地域生活支援拠点等事業について、小平市、小平市地域自立支援協議会、関係機関等と連携協働して制度の充実に努めます。
- 6 「基幹型地域包括支援センター中央センター」では、個別支援にとどまらず、基幹型の業務を通じ、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を構築して地域支援事業を展開し、地域福祉の向上に努めます。
- 7 「たいよう福祉センター」、「あおぞら福祉センター」では、利用者の権利擁護と意思決定支援に配慮し、利用者本位のさらなるサービスの質の向上と指定相談支援事業者としての相談機能の充実に努め、もって地域の社会福祉施設として地域共生社会の実現を目指します。
また、「児童発達支援センターこだいら」においては、児童の発達に係る包括的な支援を中核的機関として実施し、関係機関との連携を深めていきます。

【実施事業】

福祉総務課

1 法人総務係

(1) 社協運営 法人

本会の運営を充実させるために、社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、効率的な事業運営を推進し、事務経費等の節減に努めます。

① 役員会等の開催

円滑な組織運営を図るための会議等を開催します。

ア 評議員会

イ 理事会

ウ 三役会

エ 監事会

オ 評議員選任・解任委員会

カ 苦情解決制度第三者委員会

キ 各種研修会への参加

② 管理運営の充実

ア 法人の信頼を損ねる事態の発生を防止するため、社会的なルールや職業倫理を遵守し、社会的責任に応えることができる組織であり続けるよう努めます。

イ 個人情報 の適正な管理についての周知徹底及び情報セキュリティ対策を推進します。

ウ 「職員研修実践マニュアル」に基づいた基本研修を着実に実施するとともに、専門研修や特別研修等を通じ、社協職員として求められる能力を備えた人材を育成することにより、組織力の強化に努めます。

エ 時間外労働の適切な管理や業務の効率化、快適な執務環境の整備や産業医を活用した相談支援体制の整備等、職員が安心して働き続けられる職場づくりに努めます。

オ 小平市との連携を密にし、互いの施策や事業における基本的な方向性を共有しながら組織運営の充実を図ります。

カ 自然災害や感染症の流行等により重要業務や福祉サービスが滞ることがないように、事業継続計画（BCP）の円滑な実施に向けて必要に応じて見直しを図ります。

(2) 調査研究 法人

① ICT（情報通信技術）を活用した業務の効率化についての研究や研修を進めます。

② 行政からの補助金や受託金の削減に伴い、民間財源や自主財源の強化を含めた財源確保策についての研究を進めます。

③ 各種基金の有効活用に向けた研究を進めます。

(3) 連絡調整 法人

「第4期小平市社協発展強化計画」及び「第四次小平市地域福祉活動計画」に基づき、市民や小平市をはじめ関係諸機関等との連携を強化し、地域福祉の推進に向けたネットワー

クの構築を図ります。

また、小平市中央エリアの整備に伴い建設される新建物が包括的な相談支援拠点として機能するよう、準備段階から小平市との十分な意見交換を行います。

(4) 普及宣伝 法人

- ① 社協だよりや事業案内パンフレット等による市民や関係諸機関・団体等への事業紹介や活動の周知、ホームページによるタイムリーな情報発信を行い、本会の活動への理解を深めてもらえるよう努めます。社協だよりについては引き続き全戸配布を行い、福祉を中心とした情報を市内全域に幅広く発信するとともに、内容の充実した魅力ある紙面作りに努めます。
- ② 各種会議への出席や会費の使いみちの分かりやすい広報等により、市民へ本会事業に対する理解を求め、会員加入数の維持及び新規会員の獲得に努めます。さらに、地域関係団体との行事等を通じて会員加入の働きかけを進め、事業所（団体）会員の拡充を図ります。
- ③ 市民まつりや社協福祉バザー等を通じ、広報活動を行います。
- ④ 法人化60周年を迎えるにあたり、記念誌を発行します。

(5) 式典等の開催 法人 地域

- ① 法人化60周年を迎えるにあたり、記念式典を開催します。
- ② 90歳を迎える方をお祝いするとともに、市内の高齢者を招いて演芸等を楽しむ場として「小平市高齢者福祉大会」を開催します。

(6) 福祉資金の貸付 生福 低所得

① 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障がい者手帳の交付を受けた方のいる世帯、日常生活上の介護を必要とする高齢者世帯、失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行うとともに償還完了まで支援します。[福祉費（出産・葬祭費、転宅費、障がい者用自動車購入費、住宅改修費、療養・介護費、生業費、技能習得費等）、教育支援資金、緊急小口資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金]

② 生活福祉資金特例貸付事業

償還が開始されたことから、適切な償還支援に努めます。

③ 受験生チャレンジ支援貸付事業

低所得世帯の子どもに対し、健やかな育成の環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもが高校・大学・専門学校を受験する際の、予備校・学習塾の費用や受験料の貸付け相談を行います。

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、国家資格等の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付け相談を行います。

東京都及び東京都内区市が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、児童扶養手当受給者を対象に、住居の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立を促進するための資金の貸付相談を行います。[入学準備金、就職準備金、住宅支援資金]

(7) 緊急援護 法人

緊急に援護を必要とする方に対し、交通費等の援助を行います。

(8) ひとり親家庭福祉 法人

交通遺児家庭への見舞金の支給及び遺児に対し学費を援助します。

(9) 自主財源確保への取組 法人 自販 手作

- ① 社会貢献型自動販売機の設置数増のための周知を進めるとともに、現在設置している機器の更新や位置の変更等により、収益性の向上に努めます。
- ② 寄付金については、その目的を明確に示し「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現に向けた協力者を増やすとともに、遺贈寄付や募金箱の設置場所拡充のための広報の強化に努めます。また、寄付者に対して丁寧なアフターフォローを行うことにより、継続的な関係の構築に努めます。
- ③ ボランティアによる手作り作品の販売を行い、その収益を地域福祉活動に活かします。

(10) 介護保険要介護認定調査事業 介護

指定市町村事務受託法人（要介護認定調査）事業の適正な運営を確保するために人員及びび管理・運営に関する事項を定め、要支援または要介護認定申請をする方に対し、公正かつ適正な要介護認定調査を実施します。実施にあたっては、行政機関等との連携を図り、適切な対応に努めます。

(11) 地域における公益的な取組 法人

- ① 「社会福祉法人に求められている公益的な取組」について、小平市地域公益活動推進連絡会の事務局として地域の社会福祉法人等とのさらなる連携の強化に努めます。
- ② 市内の社会福祉法人と連携し、定期的な連絡会を開催して地域ニーズの把握に努めるとともに、新たな地域福祉活動に取り組みます。
- ③ 東京都社会福祉協議会を事務局とする「東京都地域公益事業推進協議会」に参画し、全般的に展開される取組にも協力します。

地域福祉推進課

1 こだいらボランティアセンター

(1) 運営方針 ボラ

福祉のまちづくりの推進に向けて、ボランティア活動団体等と協働して事業に取り組み

ます。

また、住民主体による福祉コミュニティづくりを進めるため、CSWや他機関とも連携し、福祉分野にとどまらず多様な分野の情報把握に努めるとともに、地域の福祉人材の発掘や養成を行い、地域のボランティア活動を支援します。

さらに、広報紙（こふくだより）やホームページ、SNS（インスタグラム）を通じて地域情報の発信に努めながら、どなたでも参加しやすい講座を開催してボランティアセンター事業の周知を図ります。

このほか、平常時の活動やつながりを災害時の助け合いに活かせるよう、防災意識を高める講座等を企画して、地域住民に対する啓発活動に取り組みます。

東部・西部ボランティアコーナーでは、市民の身近な相談機関として地域に密着した地域福祉活動に参加するためのきっかけとなる拠点づくりに努めます。

（２）地域福祉人材養成

① ボランティア、地域活動等の新たな担い手を発掘・養成するため、各種講習・講座や啓発事業を実施します。

また、テーマや内容に応じて、ボランティア活動団体と協力して地域ニーズに応じた事業にも取り組みます。

さらに、災害時に備えた「日頃からの顔が見える関係づくり」に努め、発災時には迅速かつ円滑な対応ができるように、防災訓練や組織化された団体等と連携した防災活動に取り組みます。

② 障がいのある人もない人も誰もが地域で自分らしく学び・暮らせる、地域共生社会の実現を目的として、主に市内小中学校児童生徒を対象に、手話、点字、ガイドヘルプ、知的障がい、高齢者擬似体験、車いす体験、障がい者スポーツ、筆談体験等の福祉体験学習をボランティアや障がい当事者、地域の関係施設等の協力を得て実施します。

（３）地域におけるネットワークの強化

① ボランティア活動等に関する相談や登録団体間の連携、ネットワークの強化などボランティア活動へのさらなる環境整備に努めます。

② 市内福祉施設とのネットワークを推進するため、ボランティア担当者連絡会等を通じてボランティア活動の情報共有を行うとともに、施設ボランティアの受け入れ窓口を広げることにより、地域のボランティア活動が活性化する地域づくりに努めます。

（４）広報・啓発の充実

ボランティア活動や地域の福祉活動等に関する情報を広く効果的に市民に提供するため、「こふくだより」の発行、ホームページやSNS（インスタグラム）の活用、講座等のイベント等を通じた情報提供に努めます。

(5) 防災・減災に関する取組の充実

災害時におけるボランティア活動等に関する関係機関との協定書に基づいて策定した、災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿って、発災時に「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるように防災訓練等を通じて日頃から小平市や関係機関・団体との連携を図るとともに、市民や自治会等との協力関係づくりに努めます。

また、災害ボランティアセンターの運営や組織体制について引き続き検討します。

(6) ボランティア活動の環境整備

- ① 市民が安心してボランティア活動に参加できるよう「ボランティア保険」の相談、受付を行います。
- ② 活動室や印刷機、備品の貸出を行い、ボランティアセンター登録団体の活動を支援します。
- ③ ボランティア団体等の活動支援のため、助成金などの情報提供を行います。

(7) 小平市高齢者交流室の運営 交流

介護予防の拠点として、小平市から指定管理を受け運営しています。感染症予防対策を講じながら、安心・安全な運営に努め、地域の仲間づくりの支援や介護予防のための体操、児童との交流、健康相談のほか、高齢化にともなう身体状況の変化に対し、利用者や家族への相談支援を行います。

また、ボランティアなど地域活動等の新たな担い手の発掘・養成に取り組み、ボランティア活動の活性化にもつなげます。

(8) 共同募金地区協力会活動 ボラ 歳末

地区協力会の活動を通じて、関係団体相互の理解促進や、住民の地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、募金活動時には、市民の理解と協力を得るため、その趣旨を十分周知するとともに、募金額やその用途についても適宜報告します。

① 赤い羽根共同募金

小平地区協力会として、社会福祉事業実施団体を支援するため、当事者団体、自治会、ボランティア、共同募金受配団体等の協力のもとに共同募金活動を広く展開します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金

地域福祉活動の充実及び要保護世帯への見舞金支給、ボランティア・市民活動の推進を行っている団体等を支援するために、自治会や共同募金受配団体等と協力し、歳末たすけあい・地域福祉活動募金を広く展開します。

(9) 共同募金配分事業 ボラ 歳末

配分推せん委員会において、公平な判断のもと、次のとおり募金を配分します。

① 赤い羽根共同募金配分事業

福祉施設や地域福祉団体が行う社会福祉事業等への取組を支援します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金配分事業

ボランティア団体や障がい当事者団体をはじめ、高齢クラブや子ども食堂支援等の地域福祉活動を支援します。

③ 要保護世帯に年末見舞金を支給します。

(10) 各種団体への助成相談支援 地域

地域福祉を推進する各種団体からの助成相談を受け、ニーズに沿った助成制度につなぐ等、支援します。

① 本会会費をはじめ、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい・地域福祉活動募金を財源として、本会が助成します。

② その他民間財団等の助成制度に対し、本会からの推薦及び申請、報告に関する相談支援を行います。

(11) 障がい児・者福祉 ボラ

① 聴力障がい者支援の一環として、障がい理解の促進を図るとともに、ボランティア活動への関心を高めるため初心者手話講習会を開催します。

② 障がい者の当事者団体と協働し、障がいの理解と啓発に努めます。特に「こだいらあんしんネットワーク」の活動を通して、災害時に支援が必要な人が安全に避難できるよう、地域全体で支え合うことの大切さについての啓発活動に取り組みます。

(12) 社協福祉バザー 地域

本会の活動の周知と自主財源確保のため、市民、自治会、民生委員児童委員協議会、関係機関、登録団体やボランティア等の協力を得て「社協福祉バザー」を実施します。

また、今後予定されている福祉会館の建て替えを見据えて、社協福祉バザーのあり方を検討します。

(13) 備品（機材等）の貸出 ボラ

① 車いすの貸出を行います。

② 登録団体や関係機関に対し、機（器）材の貸出を行います（福祉体験用具、ボランティア活動備品）。

2 こだいら生活相談支援センター

(1) 運営方針 困窮 地域

生活困窮の問題から「どこに相談すればいいのだろう」と相談先が分からない困りごとまで、生活に関わる様々な相談を受け止めます。課題を整理しながら、活用できる制度や事業、窓口を丁寧に案内します。状況を適切に判断し、関係機関や地域の団体等と連携して、多様な課題の解決に向けて「断らない相談支援」を行います。

また、市が実施する重層的支援体制整備事業においては、地域の身近な相談員であるCSWと、複雑化・複合化した課題を整理し、関係機関との連携調整役を担う相談支援包括化推進員の両者が連携し、多機関と協働した継続支援に取り組んでいきます。

(2) 生活困窮者自立相談支援事業 困窮

生活困窮者等の自立を支援するため、関係機関と連携して、以下の事業活用を含めた生活及び就労等に関する相談支援を行うとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めます。

また、コロナ禍以降、住まいが不安定な方からの相談増加を受け、国が拡充を予定している居住支援体制の強化を市が実施するにあたり、これまで行ってきた支援のノウハウを活かした取組を進めます。

① 住居確保給付金事業

住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対して、家賃相当分と転宅費用を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

② 家計改善支援事業

債務や滞納があり家計収支の均衡が取れていないなど、家計管理に課題を抱える方が対象です。緊急小口資金等特例貸付の償還者を含め、必要と思われる方へ事業利用を働きかけ、家計表などを活用して収支を「見える化」し、家計の改善に向けた支援を行います。

③ 自立相談支援機能強化事業

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方のいる場所に積極的に出向いて働きかける「アウトリーチ」を充実させることを通じて、支援を強化します。

④ 就労準備支援事業

生活リズムが乱れている、社会との関わりに不安を抱えている等の複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方を対象として、プランを作成し、料理や掃除、身だしなみ等の生活に必要なスキルを身に付けるためのプログラムのほか、地域の行事参加・ボランティア体験や社会参加型就労体験等、社会との接点を持つ機会を提供し、就労に向けた支援を行います。その方の状況により、プラン達成者をより就労に特化した専門の支援機関へつなぎます。

⑤ フードドライブ活動

市民、市の行事、市内社会福祉法人等の団体、市内企業等から寄付された食糧や日用品を預かり、生活困窮者や子ども食堂等へ配付する生活支援だけでなく、食を通じた地域づくりを進めます。

⑥ 住まいの相談会

令和7年度に生活困窮者自立支援法が改正され、住まいの相談に対応できる体制の整備として「自立相談支援事業における居住支援の強化」が明確化されたことに伴い、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者等を対象とした「住まいの相談会」を実施します。

(3) CSW事業の充実 困窮

重層的支援体制整備事業の取組として、CSWが担当圏域へ出向き、以下の活動をはじめとする個別支援、地域支援、新しい仕組みづくりを行います。また、多様な生活課題の解決を図るため、令和6年度から配置した相談支援包括化推進員が多機関協働を進めます。

引き続き、地域の様々な団体や関係機関との幅広いつながりを構築し、地域の情報や困りごとを受け止め解決を図る積極的なアウトリーチを行います。そして孤立する方を社会になく参加支援、住民同士の交流の場や地域の活動の活性化を図る地域づくりに努めます。

① 食支援活動のコーディネート

子ども食堂やだれでも食堂など、食を通じた地域の居場所への立ち上げ支援及び情報共有や交流、学習を目的に各支援団体が集まる食支援ネットワーク連絡会の定期開催を含めた運営支援を行います。

また、市内小売店舗等からの寄付及びフードバンク団体との連携により集約した食料等を子ども食堂等の支援団体へ配布するコーディネートも行います。

② ひきこもり支援

家族や本人からの個別相談に対し、自宅訪問、面談、社会参加のコーディネートなどその方の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援を行います。また、ひきこもり家族会の運営支援、臨床心理士による個別相談会開催を行うほか、支援が必要な状態でありながら相談につながらない本人と家族への情報発信や、地域の理解に向けた広報を行います。

③ 社会参加型就労体験事業

ひきこもりや障がいのある方が社会に一步を踏み出すことを応援するため、市内の福祉施設、企業、農家、医療機関などが連携し、様々な体験の機会を作る支援ネットワーク「JOY! JOB KODAIRA」の運営を支援しています。そのほか、生きづらさを抱えた方のための社会参加の場の創出、生活力向上講座や交流会開催を行います。

(4) 地域との連携 地域

① 地域活動に取り組む主体の高齢化を踏まえ、今後の地域福祉推進員制度の体制や運用について課題を整理し、見直しを図ります。

② 住民主体の地域福祉活動を円滑に進めるため、民生委員児童委員や自治会といった住民組織等との連携を進めます。

(5) 高齢者主体の居場所支援 地域

① ほのぼのひろば

高齢者の交流の場として、住民が主体となり市内の地域センター等を利用して行われている居場所の運営を支援します。

② 小平市高齢者交流活動（こだまちサロン）支援事業

居場所・拠点づくりとして、地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと連携しながら、団体活動費の助成とその立上げや運営の支援を行い、高齢者を主体とした多世代の自発的な交流活動を促進します。

(6) 緊急援護 地域

緊急的かつ一時的に食糧が必要で、当センターからの寄付で対応できない事情のある方に対し、都内支援団体の食糧を無償で提供します。

地域生活支援課

1 権利擁護センターこだいら

(1) 運営方針 福サ 成年

市民の誰もが個人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように権利擁護支援を行います。

また、権利擁護推進機関として運営委員会を定期的開催するとともに、「小平市成年後見制度利用促進計画」に基づく中核的な機関として、地域共生社会の実現に向けて、専門職団体や関係機関との連携の強化と新たな地域連携ネットワークの構築を図ります。

(2) 福祉サービス総合支援事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行うほか、継続的な相談支援を行うことにより、利用者の安心・安定した地域生活の継続に努めます。

また、障がい者の福祉サービス利用等における苦情や相談についても、法律家の専門相談による質の高い的確な助言により、早期の課題解決に向けた取組を行います。

(3) 成年後見活用あんしん生活創造事業

- ① 判断能力が十分でなく、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な状態の方でも、成年後見制度を活用することにより地域で安心して自分らしく主体的な生活を継続できるよう支援を行います。
- ② 支援検討会議において、権利擁護支援の視点を持ち、本人の尊厳を尊重しながら適切な制度利用等の検討を行います。
- ③ 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な体制をつくるために協議会を開催し、関係機関と地域課題の共有に努めます。
- ④ 相談の対応や報酬助成、専門職との連絡会等、後見人等に対する支援と連携を行います。
- ⑤ 親族が申立てをする時の支援や親族後見人の連絡会等を行うことで、成年後見制度を必要な方が安心して利用できるよう支援の継続に努めます。
- ⑥ 市民後見人受任者への法人後見監督事業や本会が後見人として支援する法人後見事業も実施します。

(4) 権利擁護支援人材養成

- ① 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を契約する利用者の増加や支援の充実に対応すべく、生活支援員に対して継続的な研修を実施し、支援技術の向上を図ります。

- ② 成年後見制度の地域の担い手である市民後見人等候補者の養成を近隣7市と共に実施します。また、フォローアップ研修や連絡会を開催し、後見人等の拡充と後見活動の充実を図ります。さらに、今後は後見人等の受任だけではない活躍の場を検討します。
- ③ 市内の福祉サービス事業所や権利擁護の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連携・協働を図り、質の高い支援が担える人材養成に取り組みます。

(5) 地域におけるネットワークの強化

市民が自身の意思に基づいた主体的な生活が送れるよう、本人中心の支援ネットワークの形成を図るとともに、市内の福祉サービス事業者及び専門職、団体等と連携し、地域ニーズの把握を行うなど、成年後見制度利用促進に向けた体制の整備及び充実に努めます。

(6) 広報・啓発の充実

- ① 市民を対象に権利擁護や終活に関するセミナー、成年後見制度等に関する各種講座を開催し、活用できる制度や事業、身近に起きる権利侵害への対策等の周知啓発を行います。
- ② 市報・社協だより、ホームページ等の他、金融機関や関係機関を通じて、権利擁護の制度・事業を周知するとともに、講座・講習会の広報を行い、参加者増を図ります。
- ③ 市内福祉サービス事業所や各市民団体、自治会等の要請に応じて、権利擁護支援関連の出前講座を行います。

2 小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき

(1) 運営方針 自立

市内の障がい児・者とその家族を対象として、自立支援給付、地域生活支援事業並びに各種障がい福祉施設等社会資源活用の支援、社会生活を高めるための支援及び情報の提供等の相談支援を総合的に行うことにより、障がい児・者とその家族の地域における生活と、障がい者の自立と社会参加を支援します。

(2) 相談支援機能の充実

小平市から委託された地域生活支援事業としての市町村（障害者）相談支援事業及び重層的支援体制整備事業の包括的相談支援充実のため相談支援専門員の資質向上に資する専門研修に参加しスキルアップを図るとともに、様々なニーズや課題を抱えた方の支援に対応するため、多職種との連携強化に努めます。

また、小平市から指定された特定相談支援事業、障害児相談支援事業及び東京都から指定を受けた地域相談支援事業、小平市と協定を締結した「地域生活支援拠点等事業」について、小平市及び関係機関と連携し、利用者の地域生活の安心につながるよう充実に努めます。

(3) 小平市地域自立支援協議会の運営

小平市地域自立支援協議会の事務局運営に市と協力して携わり、市や関係機関等と協働して、障がい者の地域生活支援の推進と関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

また、小平市を圏域とした基幹相談支援センター等の重層的な相談支援体制の整備について、小平市、小平市地域自立支援協議会、関係団体等と連携協働して研究します。

(4) 交流室の運営

障がいのある方が気軽に立ち寄れる交流室を運営し、当事者同士の交流と社会参加の支援に努めます。

(5) 障がい者運動会の運営

小平市との共催により「小平市障がい者運動会」を開催します。

3 基幹型地域包括支援センター中央センター

(1) 運営方針 包括

基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括ケアシステムの構築に向けて市や各地域包括支援センターの職種別会議の運営のほか、市内全域から寄せられる虐待等の困難ケースの調整や助言を行います。その中から個別ケースを通じた地域課題を抽出する個別の地域ケア会議に加え、各関係機関や市民との連携強化、課題の抽出を目的としたテーマ設定型の地域ケア推進会議を主催するとともに、他圏域の実施状況から課題を取りまとめて基幹型地域ケア会議につなげ、市内全域に関わる地域福祉の向上に努めます。

また、在宅医療・介護連携を推進するため、会議や研修会へ参加し多職種及び関係機関との連携、ネットワークを強化します。

認知症地域支援推進員・認知症ケア向上事業では、認知症の疑いがあるものの認知症に関する専門医の受診ができない方等に対し、医療や介護の関係機関と協働して、状態に応じた適切な医療・介護サービスにつなげるための働きかけを行います。

加えて、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本人や介護者の交流会の在り方を見直した上で、ボランティアが主体となって本人を支える「チームオレンジ」の活動の充実に努めます。

さらに、認知症声かけ模擬訓練の開催年度となることから、近隣の店舗等への受入協力を通じて、認知症に対する理解を深めることで、本人の希望を叶え、介護者を支えることにつながる地域づくりに努めます。

このほか、地域包括支援センター業務として、担当圏域の高齢者把握に努め、相談・支援や介護予防を通じて、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めるとともに、自治会や関係機関と連携し、圏域の課題について協議します。

(2) ケアマネジャーを中心とした地域福祉人材育成

小平市民を担当するケアマネジャーを対象に、利用者が持つ価値観や尊厳といった“その人らしさ”を実現できるように研修を実施し、介護サービスの質的な向上を図ります。

また、ケアマネジャーと各機関や人と人をつなぎ、地域課題を発見・解決が図れるようなシステムやネットワークの構築を目指します。

(3) 広報・啓発の充実

地域包括支援センター業務や活動等に関する情報を広く市民に提供するため、「社協だより」及び「中央センターだより」や「地域のつながりマップ」「だれかとつながれる地域づくりニュースレター」等を発行し、圏域の自治会での回覧、商店街や店舗、都営住宅等へ掲示を行うほか、ホームページ等を通じて情報提供に努めます。

(4) 小平市生活支援体制整備事業

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的に、生活支援コーディネーターを配置し、CSWを含む様々な機関と連携しながら、協議会の設置及び運営を通じて特色ある地域づくりを展開します。

第1層生活支援コーディネーターは市内全域の担当として、各圏域の取組をまとめ、介護分野の専門職やボランティアに限らず、民生委員児童委員やまちづくり関係団体の委員から構成される協議会を運営し、市内全域の支え合いの仕組みづくりを検討します。

また、第2層生活支援コーディネーターは、支え合いの輪を広げていくために住民同士が話し合う場として協議会を設け、中央圏域の地域性を活かしながら、地域の見守り体制の構築等、社会資源の創出につなげて地域課題の解決に努めます。さらに、社会資源の情報収集や研究を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて小平市や他分野も含めた関係機関との連携強化を図ります。そのほか、講座や交流会等、圏域の住民のニーズに基づいて、企画づくりから共に取り組むことを通じて、住民が介護予防の知識を習得し、新たなつながりを創出することを目指します。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスの担い手の養成を目的に実施している生活サポーター養成講座については、昨年度初めて実施した実態調査から修了後に登録に結び付いていない場合や登録後に実際就労する機会が十分でないことなどが明らかになった結果を踏まえ、生活サポーターとして活動できる場の拡充を目的に、地域包括支援センターのケアプラン作成担当者等に事業周知を行います。

(5) 小平市介護予防見守りボランティア事業

地域でさりげない見守り活動を行うことで、見守りを行う健康な高齢者の介護予防の促進と、見守りを必要とする高齢者の孤立化の防止を目指します。

なお、年2回開催する登録研修及び本事業を広く市民に周知するために年1回開催する講演会は、参加者アンケートや各地域包括支援センターの事業担当者からのヒアリングを行い改善することで、参加者及び登録者の増加に努めます。また、隔月でボランティア交流会を企画し、勉強会や座談会等を開催することで、ボランティアの定着支援を行います。

(6) 見守り電話事業 地域

ひとりぐらし高齢者のうち、介護保険サービスや小平市が実施する各種の見守りサービスを利用していない75歳以上の方を対象に、安心して地域生活ができるよう、週1回電話を行い、孤独感の緩和を図り、適切な地域福祉サービスにつなげます。

また、年1回程度、サービス利用者に対してボランティアが描いた絵手紙を送ります。

たいよう福祉センター

たい

(1) 利用者の声を反映した施設経営

- ① 利用者の権利擁護の推進に向けて、虐待防止や身体拘束の適正化に向けた取組を行います。また、事業運営の透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の基本的人権や基本的自由を享有する個人として尊重し、意思決定に配慮した支援を行います。また、社会参加の機会を確保し、地域や社会とのつながりづくりに向けて支援します。
- ③ 特別な支援が必要とするお子さんの保護者からの要望により訪問支援員が保育所・幼稚園等を訪問し、楽しく集団生活を送れるよう、専門的な支援を行います。
- ④ あおぞら福祉センターと連携し、言葉等の発達に遅れや障がいのある児童に対する相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための支援を行います。
また、保護者に対しては日常生活や発達全体の助言等を行います。
- ⑤ 保護者や家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑥ 保護者や家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。
- ⑦ 利用者の安全確保のため、職員等に対する感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 地域に開かれたセンターを目指し、地元自治会、地域住民、各種団体等と協働した活動を行うことで、地域の方と共に歩む地域共生社会の実現に努めます。
- ② 障がい者スポーツ・レクリエーションを実施し、障がいのある方の余暇支援を通して、社会参加の機会の確保と、様々な方と共生する社会の実現を目指します。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験等を、利用者や地域の障がいのある方とともに実施します。また、利用者等が児童や生徒と直接交流し、障がいの理解を深める役割を担うことで、社会貢献をする機会にします。
- ④ 会議室等を地域の団体や住民に開放します。
- ⑤ 利用者とともに2階バルコニー等の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。
- ⑥ 福祉の専門職を育成していくため、養成校と連携し、介護福祉士や保育士等の実習生の受入れに努めます。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談に当たっては、本会他部門の機能を活かすことで包括的な相談事業を展開します。

- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

（４）調査研究

- ① 利用者の高齢化や身体機能の低下に伴う重度化を見据えた活動と支援のあり方について検討を進めます。
- ② 子どもの発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターにおいて、発達サポートプログラムに係る研究を、市と協議して進めます。

あおぞら福祉センター

あお

（１）利用者の声を反映した施設経営

- ① 利用者の権利擁護の推進に向けて、虐待防止や身体拘束の適正化に向けた取組を行います。また、事業運営の透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の基本的人権や基本的自由を享有する個人として尊重し、意思決定に配慮した支援を行います。また、社会参加の機会を確保し、地域や社会とのつながりづくりに向けて支援します。
- ③ 主に身体に障がいのある方に対し、社会参加や日常生活における自立を目的として、身体機能の維持及び心身の健康保持のために必要なリハビリテーション等の支援を行います。
- ④ 児童発達支援センターと連携し、言葉等の発達に遅れや障がいのある児童に対する相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための支援を行います。
また、保護者に対しては日常生活や発達全体の助言等を行います。
- ⑤ 保護者や家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑥ 保護者や家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。
- ⑦ 利用者の安全確保のため、職員等に対する感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修並びに訓練を行います。

（２）福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 地域に開かれたセンターを目指し、地元自治会、地域住民、各種団体等と協働した活動を行うことで、地域の方と共に歩む地域共生社会の実現に努めます。
- ② 障がい者スポーツ・レクリエーションを実施し、障がいのある方の余暇支援を通して、社会参加の機会の確保と、様々な方と共生する社会の実現を目指します。また、ボッチャ用具の貸出を行います。
- ③ 小・中学校などの福祉体験学習や職業体験等を、利用者や地域の障がいのある方とともに実施します。また、利用者等が児童や生徒と直接交流し、障がいの理解を深める役割を担うことで、社会貢献を担う機会とします。
- ④ ふれあいルームを地域の団体や住民に開放します。

⑤ 利用者とともに敷地内の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談に当たっては、本会他部門の機能を活かすことで包括的な相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(4) 調査研究

利用者の高齢化や身体機能の低下に伴う重度化を見据えた活動と支援のあり方について検討を進めます。